

# 大分県報

令和五年  
第三九八号  
四月七日

（金曜日）

## 目次

### 告示

生活保護法等による医療機関の指定	一
生活保護法等による指定医療機関の名称変更	二
生活保護法等による指定医療機関の所在地変更	二
生活保護法等による指定医療機関の廃止	三
生活保護法等による施術者（開設者である施術者）の指定	三
生活保護法等による施術者の廃止	三
指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	三
指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止	六
指定介護療養型医療施設の指定の辞退	九
身体障害者福祉法による医師の指定	九
県営土地改良事業施行申請適当の決定及び縦覧	九
県営土地改良事業計画変更の決定及び縦覧（二件）	九
解除予定保安林	一〇
競争入札参加者の資格に関する公示	一〇
一般競争入札の実施	一一
令和五年度大分県調理師試験の実施	一三
開発行為の完了	一四
契約者等の公示	一四

### 告示

大分県告示第百七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

令和五年四月七日

大分県知事 広瀬 勝 貞

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	指定年月日
医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	指定年月日
高木眼科医院	高木 真由	別府市駅前町五番五号	令五・一・一
石川胃腸科医院	石川 健二	別府市東莊園五丁目一組	令四・一二・二八
神宮医院	医療法人新徳寺	佐伯市宇目大字小野市二八八番地三	令五・一・四
高崎皮フ科	医療法人高崎皮フ科	中津市下池永一〇二番地の一二	令五・二・一
つみき歯科	手島 理絵	別府市駅前町一三一 住乃江ビル二F	令五・一・一
医療法人社団活生会 安寿歯科大分院	医療法人社団活生会	別府市大字北石垣九二五番地の二	令五・一・一
ワタナベ薬局安心院店	株式会社ワタナベ	宇佐市安心院町下毛二〇六二一三	令五・二・一
訪問看護ステーションすずらん	医療法人久寿会	速見郡日出町三九〇四番六	令四・一二・一
訪問看護ステーションミスト	株式会社美雄	別府市東莊園町五丁目一組	令四・九・一
ゆずの木訪問看護ステーション	医療法人ゆずの木会	由布市湯布院町川上二七三〇一 番地	令四・六・一
医療法人中津第一病院 訪問看護ステーションゆいので	医療法人中津第一病院	中津市宮夫二五二番地二	令五・三・一

訪問看護ステーションめぐみ	有限会社恵の会	別府市中島町二番四号	令四・九・一	セント歯科	医療法人セント会	別府市上田の湯町一二番三三号	令五・一・一								
九州大学病院別府病院	国立大学法人九州大学	別府市大字鶴見字鶴見原四五四六	令五・一・二六	ウエダ歯科	医療法人ウエダ歯科	別府市大字鶴見二四九九番地の一〇	令五・一・一								
さかい内科医院	医療法人さかい内科医院	別府市大字鶴見二四九四番地の三	令五・一・一	医療法人ルミエール歯科	医療法人ルミエール歯科	別府市大字鶴見二八七八番地の一	令五・二・一								
植田内科クリニック	医療法人孔徳会	臼杵市大字臼杵二の一〇七番地の七一六	令五・二・一	ゆう調剤薬局白杵店	株式会社ソメヤ	臼杵市大字江無田字柵ヶ迫一五三八番六	令五・二・一								
水沼医院	医療法人水沼医院	佐伯市駅前二丁目四番九号	令五・二・一	株式会社グローバル薬局	株式会社グローバル薬局	中津市中央町九四一番地の四	令五・二・一								
堀田医院	医療法人堀田医院	国東市国見町伊美二六四一番地の一	令五・二・一	庄内調剤薬局	有限会社河野調剤	由布市庄内町大龍二三五六一二	令五・二・一六								
大久保病院	社会医療法人社団大久保病院	竹田市久住町大字栢木六〇二六番地二	令五・三・一	有限会社湯谷駅前薬局	有限会社湯谷駅前薬局	速見郡日出町三二六六番地	令五・三・一								
中浦循環器クリニック	医療法人中浦循環器クリニック	佐伯市向島二丁目二一番一三三号	令四・二・一	すこやか訪問看護ステーション	豊後大野市	豊後大野市緒方町馬場二七六番地	令三・七・一								
曽根病院	医療法人明石会	佐伯市長島町二丁目一八番二四号	令五・三・一	<p><b>大分県告示第七十四号</b></p> <p>生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関からその名称変更の届出があった。</p> <p>令和五年四月七日</p> <p>大分県知事 広瀬 貞</p>											
中津市国民健康保険津民診療所	中津市	中津市耶馬溪町大字大野九五〇番地二	令五・三・一	<p>医療機関の名称</p> <table border="1"> <tr> <td>変更前</td> <td>変更後</td> <td>所在地</td> <td>変更年月日</td> </tr> <tr> <td>村上神経内科クリニック</td> <td>村上脳神経内科クリニック</td> <td>別府市山の手町一四一三〇</td> <td>令五・三・一</td> </tr> </table>				変更前	変更後	所在地	変更年月日	村上神経内科クリニック	村上脳神経内科クリニック	別府市山の手町一四一三〇	令五・三・一
変更前	変更後	所在地	変更年月日												
村上神経内科クリニック	村上脳神経内科クリニック	別府市山の手町一四一三〇	令五・三・一												
中津市国民健康保険山移診療所	中津市	中津市耶馬溪町大字山移三八一三番地一	令五・三・一												
佐伯市国民健康保険丹賀診療所	佐伯市	佐伯市鶴見大字丹賀浦一二九番地一	令五・三・三												
佐伯市国民健康保険鶴見診療所	佐伯市	佐伯市鶴見大字沖松浦二〇番地	令五・三・三												
佐伯市国民健康保険大島診療所	佐伯市	佐伯市鶴見大字大島七一七番地五	令五・三・三												
佐伯市国民健康保険大入島診療所	佐伯市	佐伯市大字久保浦一〇五九一一九	令五・三・三	<p><b>大分県告示第七十五号</b></p> <p>生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平</p>											
宇佐リハビリ診療所	医療法人立清会	宇佐市大字山本一六五八番地	令五・三・一												

成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、次の指定医療機関からその所在地変更の届出があつた。  
令和五年四月七日

医療機関の名称	変更前	所在地	変更後	変更年月日
	訪問看護ステーションいわさと	八	日田市大字高瀬一六一一 二四二	日田市大字庄手字堀ノ上 二四二

大分県告示第七十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があつた。  
令和五年四月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	廃止年月日
高木眼科医院	高木 厚	別府市駅前町五番五号	令 四・一・二・三・一
石川胃腸科医院	石川 晃	別府市東荘園五丁目一組	令 四・一・二・二・七
神宮医院	神宮 章男	佐伯市宇目大字小野市新徳寺二八八四番三	令 五・一・一・三
丸尾歯科医院	医療法人丸尾歯科医院	別府市駅前町一二番一―号 住乃江ビル二F	令 四・一・二・三・一

大分県告示第七十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十五条第一項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる

場合を含む。)の規定により、次のとおり医療扶助のための施術を担当させる施術者(開設者である施術者)を指定した。  
令和五年四月七日

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
柳 瀬 純 也	じゅん整骨院	佐伯市中の島一―一二―二一	令 四・一・二・一・六
矢倉 大 樹	いやしの樹整骨院	別府市千代町九番一―号	令 四・一・二・二・〇
杉田 一 紀	杉田整骨院	由布市湯布院町川上三七二―番 地三	令 五・一・一・四

大分県告示第七十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、次の施術者から廃止の届出があつた。  
令和五年四月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	廃止年月日
坂本 光 治	坂本整骨院	中津市上池永一〇九三―三	令 四・一・一・三・〇

大分県告示第七十九号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次の事業者を指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者に指定した。  
令和五年四月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

令和五年四月七日

大分県報(告示)

三

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	株式会社サンガジャパン	くにさき翔裕館	国東市武蔵町系原四二九一	特定施設入居者生活介護	
医療法人恵友会	ヘルパースターシヨんとわの桜	杵築市大字馬場尾五〇八番地の二	訪問介護	令四・四・一	株式会社クロバー	クローバー日田営業所	日田市友田北友田一―一三五二―一	福祉用具貸与	
株式会社アゼリ	ヘルパースターシヨんきりかぶ	玖珠郡玖珠町大字塚脇六七八番地一〇	訪問介護					介護予防福祉用具貸与	
株式会社プロッ	訪問看護ステーションReafひた	日田市田島一丁目七番二三号	訪問看護					特定福祉用具販売	
"	"	"	介護予防訪問看護	"	"	"	"	特定介護予防福祉用具販売	
医療法人積善会	介護老人保健施設希の里	豊後高田市呉崎七五五番地	訪問リハビリテーションシヨ	"	株式会社y et	訪問介護事業所tetote	別府市弓ヶ浜町一番二八号別府シヨん三〇一	訪問介護	令四・五・一
"	"	"	通所介護	"	株式会社アバンセライフサポート	悠愛ヘルパーステーション	日田市亀山町四一―一六―一〇一	訪問介護	"
社会福祉法人子ども未来ネット	佐伯市弥生デイサービスセンター	佐伯市弥生大字上小倉一二〇八番地	通所介護	"	医療法人二豊会	ローズガーデンデイサービス	別府市野口元町一七七五番地	通所介護	"
社会福祉法人長陽会	デイサービスセンター愛情苑鶴見	佐伯市鶴見大字沖松浦五〇八番地二	通所介護	"	株式会社アバンセライフサポート	デイサービスセンター日田ゆうあい	日田市亀山町四一―一六	通所介護	"
株式会社アゼリ	デイサービスきりかぶ	玖珠郡玖珠町大字塚脇六七八番地一〇	通所介護	"	医療法人ゆずの木会	ゆずの木訪問看護ステーション	由布市湯布院町川上二七三〇―一番地	訪問看護	令四・六・一
医療法人秋水堂	介護付有料老人ホーム踏青日高	日田市日高町一四七―一	特定施設入居者生活介護	"	"	"	"	介護予防訪問看護	"
"	"	"	介護予防特定施設入居者生活介護	"	社会福祉法人明峰会	ひかり訪問看護ステーション	宇佐市大字四日市四四四二―四	訪問看護	令四・六・一〇







令和五年四月七日

大分県報(告示)

八

株式会社Mor e・ステージ	"	合同会社Ns Link	社会福祉法人白 杵市社会福祉協 議会	"	医療法人仁愛会	日本ケア・テッ ク株式会社	社会福祉法人愛 泉会	"	医療法人CTC	特定非営利活動 法人ともだち村	"
デイサービスセ ンターゆりりと	"	訪問看護ステー ションすまいる	野津町ヘルパー ステーション	"	介護老人保健施 設白杵福寿苑	ケアライフおお いた別府ヘルパ ーステーション	情和園リハビリ テーションデイ サービスみもぎ	"	介護老人保健施 設ひろせ	デイサービスセ ンターともだち 村	"
中津市大塚四六 五番地一	"	佐伯市中の島三 丁目一二番二七 号	白杵市野津町大 字野津市一〇五 〇番地	"	白杵市大字末広 二八五番地	別府市亀川四の 湯町二区一―五	由布市庄内町櫟 木字亀ノ甲九八 二番地	"	豊後大野市千歳 町新殿七七一番 地一	玖珠郡九重町大 字右田九一四番 地の三	"
通所介護	介護予防訪問看 護	訪問看護	訪問介護	介護予防通所リ ハビリテーショ ン	通所リハビリテ ーション	訪問介護	通所介護	介護予防通所リ ハビリテーショ ン	通所リハビリテ ーション	通所介護	介護予防訪問看 護
"	"	令四・二二・三二	令四・二二・二七	"	令四・二二・一	令四・一一・三〇	令四・一一・一	"	"	令四・九・三〇	"
"	"	医療法人明徳会	"	独立行政法人地 域医療機能推進 機構	"	株式会社はびね すさぽーと	株式会社はびね すさぽーと	島津産業株式会 社	"	社会福祉法人豊 後高田市社会福 祉協議会	株式会社山の会
"	"	佐藤第一病院	"	独立行政法人地 域医療機能推進 機構南海医療セ ンター	"	はびねすさぽー と訪問看護ステ ーション大分中 津	はびねすさぽー と中津支店	偕楽園指定訪問 介護事業所	"	訪問入浴センタ ー周防苑	デイサービスセ ンター紬寿里
"	"	宇佐市大字法鏡 寺七七一	"	佐伯市常盤西町 七番八号	"	中津市豊田町一 三番地六サンピ ュー二〇―B号	中津市豊田町一 三番地六サンピ ュー二〇―B号	別府市大字南立 石二一七〇番地 の一五	"	豊後高田市白野 四三三五番地三	速見郡日出町三 五六八―二
介護予防訪問リ レーション	訪問リハビリテ ーション	介護予防訪問看 護	訪問看護	訪問看護	介護予防訪問看 護	訪問看護	訪問介護	訪問介護	介護予防訪問入 浴介護	訪問入浴介護	通所介護
"	"	"	"	"	"	"	"	令五・二・二八	"	令五・二・二〇	令五・一・三二

社会福祉法人安心会	妻垣荘訪問介護ステーション	宇佐市安心院町妻垣四〇一番地	訪問介護	ハビリテーショ
〃	〃	〃	〃	〃

**大分県告示第百八十一号**

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十条の第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十三条の規定により、次の指定介護療養型医療施設から指定を辞退する旨の届出があった。

令和五年四月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

開設者の名称又は氏名	施設の名称	施設の所在地	サービスの種類	辞退年月日
医療法人さかい内科医院	医療法人さかい内科医院	別府市大字鶴見二四九四番地の三	介護療養型医療施設	令四・一二・三一

**大分県告示第百八十二号**

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として次の者を指定した。

令和五年四月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

指定障害区分	医師氏名	勤務場所	指定年月日
肢体不自由	小寺 隆 元	佐伯中央病院 佐伯市常盤東町六番三〇号	令五・三・九

**大分県告示第百八十三号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十六条第一項の規定により、杵築市長永松悟からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業

令和五年四月七日

計画書の写しを縦覧に供する。  
なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。  
令和五年四月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営防災重点農用ため池等整備事業	上の池溜池地区	令五・四・七から 令五・四・二七まで	杵築市役所

**大分県告示第百八十四号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。  
なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和五年四月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営防災ため池事業（地震対策型）	乙見溜池地区	令五・四・七から 令五・四・二七まで	白杵市役所

**大分県告示第百八十五号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。  
なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和五年四月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県報（告示）

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営農村地域防災減災事業 （ため池整備）	重（下）池地区	令五・四・七から 令五・四・二七まで	玖珠町役場

大分県告示第百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林の指定を解除する予定である旨通知があつた。

令和五年四月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 解除予定保安林の所在場所  
佐伯市字大江灘九八〇四番一（国有林。次の図に示す部分に限る。）
  - 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 三 解除の理由  
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。

令和五年四月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 調達をする特定役務の種類  
大分県情報システム・機器に係る開発及び運用保守支援業務
- 二 競争入札の参加者資格
  - 1 次の（一）から（六）までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。
    - （一）競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）又は破産者で復権を得ない者

- （二） 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同法第二条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
  - （三） 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。）第九条第一項の規定により、競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者
  - （四） 営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ていない者
  - （五） 国税又は大分県税を滞納している者
  - （六） 資格審査の申請を行う日（以下「申請日」という。）の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者（基準日において継続して二年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。）
- 2 資格審査事項については、次のとおりとする。
    - （一） 営業年数（基準日までの営業年数をいう。）
    - （二） 営業実績（申請日の直前の決算期から一年前までの間の事業年度（当該事業年度の決算が申請日までに確定しない場合は、決算の確定している事業年度）（以下「基準年度」という。）の販売実績や契約実績をいう。）
- （三） 経営規模
- （1） 従業員数（基準日における営業に従事する者の数をいう。）
  - （2） 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）
- （四） 経営比率（基準年度の決算における流動比率、自己資本固定比率及び利益率をいう。）
- （五） その他知事が必要と認める事項
- 三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等
    - 1 申請の方法  
県の所定の申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。
    - 2 申請書の提出先及び問合せ先  
大分県会計管理局用度管財課  
〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号  
電話 ○九七―五〇六―二九六五

<p>3 申請の時期 令和五年四月七日（金）から同月十九日（水）までとする。</p> <p>四 入札参加資格の有効期間 入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和六年九月三十日までとする。</p> <p>五 申請書の入手方法 1 申請書の交付場所 三の2に同じ。 2 インターネットによる入手 大分県ホームページ <a href="https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html">https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html</a></p> <p>六 入札参加資格の取消し等 1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年の範囲内で知事が定める期間、競争入札に参加させないものとする。 (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合 (二) 二の1の(一)から(五)までの事由のいずれかに該当すると判明した場合 (三) 資格審査の申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合 (四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った場合 2 1により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に通知するものとする。</p> <p>~~~~~</p> <p>次のとおり一般競争入札に付するので公告する。 令和5年4月7日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>1 調達をする特定役務の種類 (1) 業務名 大分県情報システム・機器に係る開発及び運用保守支援業務 (2) 委託期間 令和5年6月1日～令和6年3月31日 (3) 業務実施場所</p>	<p>大分市大手町3丁目1番1号 大分県総務部電子自治体推進室等</p> <p>2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項 この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。 (2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有している者（大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格の一部を改正する告示（令和4年大分県告示第519号。以下「改正告示」という。）附則第4項の規定により入札参加資格を取得したとみなされる者を含む。）であること。 (3) この調達に係る仕様書に基づき、物品等電子入札システムにより令和5年5月9日（火）午後5時までに入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。 (4) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。 ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。） イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。） ウ 暴力団員が役員となっている事業者 エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者 オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者 カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者 キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者 ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用してしている者 (5) 「大分県情報システム・機器に係る開発及び運用保守支援業務に係る仕様書」に規定する技術員を確保できることを証明するため、技術員経歴書（様式1-1、1-2）を提出した者であること。 (6) 個人情報安全管理する能力として、プライバシーマークの付与を認定された者であること、又はプライバシーマーク相当の個人情報保護のマネジメントシステムを構築・維持している者であることを証明したものであること。</p>
---	--

<p>(7) 当該調達予定役務又はこれと同等の役務に係る契約履行実績があることを証明した者であること。</p> <p>(8) (5)から(7)までを証明する書類を令和5年5月9日（火）午後5時までに提出し、参加承認を受けたもの</p> <p>(9) 入札参加申請時から開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る入札参加資格を有する者（改正告示附則第4項の規定により入札参加資格を取得したとみなされる者を含む。）に対する指名停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>3 入札参加資格のない者で入札を希望する者の手続</p> <p>2の(2)に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。</p> <p>(1) 申請の時期 令和5年4月7日（金）から同月19日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで</p> <p>(2) 申請書類の入手場所及び提出先 大分県会計管理局用度管財課 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2965 大分県ホームページ <a href="https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html">https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html</a></p> <p>4 契約に関する事務を担当する部局の名称 大分県総務部電子自治体推進室システム開発支援班</p> <p>5 契約条項を示す場所及び日時</p> <p>(1) 場所 大分県総務部電子自治体推進室システム開発支援班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2076</p> <p>(2) 日時 令和5年4月7日（金）から同年5月9日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで</p> <p>6 入札説明書の交付場所及び日時</p>	<p>5に同じ。</p> <p>7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>8 入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県総務部電子自治体推進室システム開発支援班</p> <p>(2) 提出期限 令和5年5月18日（木）午前9時 時間厳守</p> <p>9 物品等電子入札システムによる入札金額の入力期限 物品等電子入札システムにより、下記の期間に入札金額を入力するものとする。ただし、紙による入札を行う者は事前に5(1)の場所に報告すること。報告を行った者は5(1)の場所へ下記期間中に持参又は郵送により提出することを認める。</p> <p>期 間 自 令和5年4月7日（金）午前9時 至 令和5年5月18日（木）午前9時</p> <p>10 物品等電子入札システムによる開札 開札予定日時 令和5年5月18日（木）午前10時</p> <p>11 開札の場所及び日時等</p> <p>(1) 開札場所 大分県庁舎本館2階 総務部電子自治体推進室</p> <p>(2) 日 時 令和5年5月18日（木）午前10時</p> <p>(3) 再度入札 開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。</p> <p>12 入札保証金 大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第20条第3項第2号の規定により免除する。</p> <p>13 契約保証金 大分県契約事務規則第5条第3項第9号の規定により免除する。</p> <p>14 入札の無効 大分県契約事務規則第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの</p> <p>(2) 入札に関する条件に違反したもの</p> <p>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p>
--	---

<p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>15 最低制限価格に関する事項 設定しない。</p> <p>16 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 有効な入札書で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじによる落札者決定を行う。</p> <p>17 その他 この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づき政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>18 Summary</p> <p>(1) Business content Software development and operation support, etc. Computer operation</p> <p>(2) Contract period From June 1, 2023 to March 31, 2024</p> <p>(3) Work location 3-1-1 Ohe-machi, Oitacy, Oita Prefectural General Affairs Department Government System Electronization Office</p> <p>(4) Bidding date 10:00 a.m. May 18, 2023</p> <p>(5) Management Bureau Address Oita Prefectural General Affairs Department Government System Electronization Office 3-1-1 Ohe-machi, Oita city 870-8501 TEL 097-506-2076</p> <p>~~~~~</p> <p>調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号）第三条の二第一項の規定により、次のとおり調理師試験を実施する。</p> <p>令和五年四月七日</p> <p>一 試験の期日及び場所</p>	<p>1 期日 令和五年十月二十八日（土曜日） 午後一時三十分から午後三時三十分まで</p> <p>2 場所 第一会場 大分商工会議所 第二会場 大分市長浜町三丁目十五番十九号 ソレイユ（一般社団法人大分県労働福祉会館） 大分市中央町四丁目二番五号</p> <p>二 受験資格 次の学歴及び職歴の条件を満たしている者</p> <p>1 学歴 (一) 中学校卒業以上の者 (二) 旧制国民学校高等科の修了者、旧制中学校二年の課程の修了者又は調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）附則第三項の規定によりこれらの者と同等の学力があると認められる者</p> <p>2 職歴 調理師法施行規則第四条に定める左記施設で一年以上調理業務に従事した者</p> <p>(一) 飲食店営業（旅館・簡易宿泊所を含む。喫茶店営業を除く。） (二) 魚介類販売業（販売のみは除く。） (三) そうざい製造業（煮物（つくだ煮を含む。）・焼物（炒め物を含む。）・揚げ物・蒸し物・酢の物又はあえ物を製造する営業） (四) 複合型そうざい製造業（そうざいに米飯やパンを組み合わせた食品を製造する営業） (五) 寄宿舎、学校、病院等の給食施設（継続して一回二十食以上又は一日五十食以上の飲食物を調理して供与する施設）</p> <p>三 試験科目 公衆衛生学、食品学、栄養学、食品衛生学、調理理論、食文化概論</p> <p>四 提出書類</p> <p>1 受験申請書 2 受験票・写真台帳 3 受験手数料の領収証書 4 受験票送付用封筒 5 卒業証明書 6 調理業務従事証明書 7 印鑑登録証明書又は印鑑証明書（該当者のみ） 8 戸籍抄本等（該当者のみ） ※発行後六月以内のもの</p>
---	--

9 国籍等表示のある住民票（外国籍の方のみ）

10 卒業証明書とその日本語訳（外国の学校で九年以上の課程を卒業した場合のみ）

11 学力認定書（日本の外国人学校を卒業した場合及び外国における学校教育が九年未満の課程を卒業した場合のみ）

五 受験手続

受験に必要な書類を、令和五年五月八日（月曜日）から同年六月二日（金曜日）までの期間に、左記提出先に「簡易書留」で郵送すること。

提出先 公益社団法人調理技術技能センター 調理師試験担当

住所 東京都中央区日本橋堀留町二―八―五JACCビル五階

電話番号 (〇三) 三六六七―一八一五

六 受験手数料及び納入方法

1 受験手数料 六千二百円

2 納入方法 受験案内に同封されている払込取扱票により、期間内に金融機関で納めること。

七 合格者の発表

令和五年十二月十五日（金曜日）午前十時

県庁舎本館一階県政展示ホール及び公益社団法人調理技術技能センターJACCビル二階掲示板に合格番号を掲示し、合格者には合格通知書を郵送する。

また、公益社団法人調理技術技能センターホームページに合格者の受験番号を掲載する。

なお、電話による可否の確認及び回答は行わない。

八 試験及び試験結果の開示に関する問合せ先

公益社団法人調理技術技能センター 調理師試験担当

住所 東京都中央区日本橋堀留町二―八―五JACCビル五階

電話番号 (〇三) 三六六七―一八一五（平日九時から十七時まで）

FAX (〇三) 三六六七―一八六八

大分県福祉保健部健康づくり支援課管理・疾病対策班

住所 大分市大手町三丁目一番一号

電話番号 (〇九七) 五〇六一―二六六三

FAX (〇九七) 五〇六一―一七三五

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の

開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和五年四月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 開発区域に含まれる地域の名称

中津市大字永添字樋良三百八十七番一ほか六筆及び三百八十七番二の一部並びに三百八十七番一ほか一筆の各地先里道、字久ノ坪四百七番二地先水路並びに字東佃三百九十九番一ほか二筆並びに三百九十八番十三ほか二筆の各地先里道及び四百番一地先水路

二 開発区域の面積

五千二百七十四・二四平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

中津市東本町三番地七

株式会社H・Iコーポレーション

代表取締役 伊 藤 博文

四 完了検査年月日

令和五年三月十七日

次のとおり契約者等について公示する。

令和五年四月七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 随意契約に係る物品等の名称及び数量

大分県立図書館で使用する電気

百八十万八千九百十五キロワットアワー

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県教育庁教育財務課

大分市府内町三丁目十番一号

三 随意契約の相手方を決定した日

令和五年一月二十七日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

九州電力株式会社大分営業センター センター長 服 部 剛

大分市金池町二丁目三番四号

五 随意契約に係る契約金額

基本料金、日本卸電力取引所のスポット市場価格（九州エリアプライス）を基に算定し

た電力量料金（離島ユニバーサルサービス調整額を含む。）及び再生可能エネルギー発電  
促進賦課金の合計額

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の二第一項第五号に該当

令和五年四月七日

大分県報（公告）

一五